

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	シェアサイクルポートの設置に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公共交通を補完する移動手段であるシェアサイクルの普及促進を図るため、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく市町村自転車活用推進計画に位置付けられたシェアサイクル事業を対象としたシェアサイクルポートの設置に係る固定資産税の特例措置</p> <p>・ 特例措置の内容 一定の要件を満たすシェアサイクルポートの設置物・附属物について、3年間、固定資産税の課税標準を3/4に軽減する。 本特例措置について、適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。 ＜対象事業＞ 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業で、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に存在し、一定の規模等の要件を満たすシェアサイクルポートの整備 ＜対象設置物＞ ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け 等</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第40項 地方税法施行令附則第11条第46項 地方税法施行規則附則第6条第84項、第85項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲1.0) [平年度] — (▲2.2) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 環境負荷の低減、国民の健康増進等を図るため、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき、第2次自転車活用推進計画（令和3年5月28日閣議決定）を策定し、自転車活用の推進に関する施策の充実を図っている。 シェアサイクルについては、公共交通を補完しファースト/ラストマイルを担う交通システムであり、回遊性・移動利便性の向上について、都市機能の集約とあわせて促進することにより、コンパクト・プラス・ネットワークを推進し、まちなかの滞在時間の増加、賑わいの創出の実現に資するものであるため、広くシェアサイクルの普及促進を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記の政策目的の実現に向けては、シェアサイクルのネットワークを整備し、持続可能な交通体系として維持する必要があるが、シェアサイクル事業は、ポート設置に係る初期投資に対し、初期段階の採算性が低いことに加え、昨今の人手不足等に伴い、ランニングコストの太宗を占める自転車の再配置に係る費用等の負担が課題である。 については、市町村の自転車活用推進計画に位置付けられたシェアサイクル事業について、その安定的な運営を実現し、地域における公共的な交通手段としての定着を図るため、事業の安定的な運営に向けた設備投資を支援する本特例措置の延長が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 第2次自転車活用推進計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。」 <p>【指標】シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 令和2年度 60 → 令和7年度 240</p> <p>② 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルの運営の効率化・高度化に向けた情報通信技術の活用の推進
		政策の達成目標	<p>シェアサイクルの充電機能を有するポート（以下「充電ポート」という。）の増加及びそれに伴うラック数の拡充を図る。</p> <p>立地適正化計画策定済かつ自転車活用推進計画策定済の市町村における充電ポートの設置数について、令和12年度末までに1,500箇所の設置を達成目標とする。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	立地適正化計画策定済かつ自転車活用推進計画策定済の市町村における充電ポートの設置数：700箇所（令和8年度末）
		政策目標の達成状況	立地適正化計画策定済かつ自転車活用推進計画策定済の市町村における充電ポートの設置数：112箇所（令和5年度末現在）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：約15都市（ポート 約100箇所 / 電動アシスト付自転車 約600台） 令和8年度：約15都市（ポート 約100箇所 / 電動アシスト付自転車 約600台）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	シェアサイクル事業に係る再配置費用等の負担軽減により、中長期的な観点からシェアサイクル事業を後押しし、シェアサイクルのネットワークの形成による利用機会の創出、継続的な事業運営、国民の移動手段の確保につなげる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○都市・地域交通戦略推進事業 （令和7年度予算概算要求：社会資本整備総合交付金 6,089億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	シェアサイクルの環境整備に関し、予算措置により設備投資の負担を軽減するとともに、本特例措置により事業運営段階における負担軽減及び再配置費用等のコスト軽減に向けたインセンティブの付与を図る。これにより、シェアサイクル事業者の事業運営の総合的な安定に寄与する。
	要望の措置の妥当性	シェアサイクルのネットワークを整備し、持続可能な交通体系として維持するには、シェアサイクル事業者による安定的な事業運営を実現することが必要である。この点、本特例措置は、シェアサイクル事業に係る再配置費用等の削減に寄与し、事業の安定化を促進するものであることから、シェアサイクル事業の安定的な運営、ひいてはシェア	

		<p>サイクルの持続的な普及促進という政策目的に照らして妥当である。</p> <p>また、充電ポートの設置数を十分な水準まで達成するには一定の時間を要すると考えられるところ、その間、本特例措置による充電ポート設置の投資への後押しを継続して行うことが必要である。</p> <p>なお、シェアサイクルの普及促進にあたっては、行政と民間の官民連携の下で事業の公共性が担保される形で実施することが必要であるところ、本特例措置は、自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業者を対象を限定していることから、自転車活用推進の一環としてシェアサイクルの普及を促進するという目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置である。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用件数、(減収額) 千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table> 【出典】国土交通省調査(令和6年1月時点)	年度	適用件数	減収額(千円)	令和3年度	0	0	令和4年度	2	68	令和5年度	1	149
	年度	適用件数	減収額(千円)											
	令和3年度	0	0											
	令和4年度	2	68											
	令和5年度	1	149											
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類 : 課税標準(固定資産の価格) ② 適用実績(千円) : 令和3年度 0 : 令和4年度 7,157													
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を講じることにより、シェアサイクルの自転車の再配置に係る費用の削減に資する充電設備等の設備の導入が促進され、長期的に事業者の負担軽減、安定的な事業運営に寄与する。これにより、事業者のシェアサイクルポート設置に対する更なる投資の促進の効果が発生し、シェアサイクルの普及促進につながるものである。													
前回要望時の達成目標	立地適正化計画策定済かつ自転車活用推進計画策定済の市町村における充電ポートの設置数 : 650 箇所(令和6年度末)													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	立地適正化計画策定済かつ自転車活用推進計画策定済の市町村における充電ポートの設置数は112箇所(令和5年度末現在)であり、目標を下回っている。その理由として、 <ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルの全体的な需要の高まりを受け、非充電ポートを広域的に整備し地域全体の需要を確保することを優先してきたこと、 ・半導体不足によるポート用・車載用充電部材の品薄・欠品、 ・市町村自転車活用推進計画の策定数が想定を下回ったこと などが挙げられ、充電ポートの設置数を十分な水準まで達成するには一定の時間を要すると考えられる。													
これまでの要望経緯	令和3年度 創設 令和5年度 延長													